## 5 障害児支援の強化について

## 改正法施行に伴う障害児施設•事業体系

○ 障害児を対象とした施設•事業は，現行，（1）施設系は児童福祉法，（2）事業系は障害者自立支援法（児童デイ サービスのみ。なお，重心通園事業は予算事業）に基づき実施されてきたが，改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化。
また，18歳以上の障害児施設入所者については，施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。

## 現行

（児童福祉法）
（障害者自立支援法）

○通所施設•通所サービス
知的障害児通園施設（児福法）
難聴幼児通園施設（／）肢体不自由児通園施設（＂）児童デイサービス（自立支援法）

重症心身障害児（者）通園事業
（予算事業）

○入所施設
知的障害児施設（児福法）
盲ろうあ児施設（＂）
肢体不自由児施設（＂）
重症心身障害児施設（＂）

施行後H24．4．1
（児童福祉法）
○障害児施設の一元化
障害児通所支援•入所支援
○通所サービスの実施主体の見直し
（身近な市町村に）
施行後H24．4． 1
（障害者自立支援法）
○障害者自立支援法に基づく障害者施策による対応
（附則第3条により，基準の設定に当たっての適切な配慮その他必要な措置を講ずる）

## 障害児施設•事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため，現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について，通所•入所の利用形態の別により一元化。
＜＜障害者自立支援法＞＞【市町村】

| 児童デイサービス |  |
| :--- | :--- |
| $\ll$ 児童福祉法 $\gg$ | 【都道府県】 |


| 知的障害児通園施設 |
| :--- |
| 難㯖幼児通園施設 |

肢体不自由师通園施設（医）

知的障害児施設

第一種自閉症児施設（医）

第二種自閉症児施設

## 盲児施設

ろうあ児施設
肢体不自由児施設（医）
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設（医）
＜＜児童福祉法 \gg

## 障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
（新•放課後等デイサービス －保育所等訪問支援

【都道府県】
障害児入所支援

- 福祉型
- 医療型


## 障害児通所支援

障害児通所支援とは，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援を指す。

## 児童発達支援の概要

## 障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため，児童発達支援に再編。

○ 児童発達支援には，児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と，それ以外の「児童発達支援事業」の2類型。

○ 現行の障害児通所施設•事業は，医療の提供の有無により，「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行。


## 児童発達支援のイメージ（案）

～身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供～

## 改正後のあり方

－児童発達支援は，身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として，通所利用の障害児へ の支援だけでなく，地域の障害児・その家族を対象とした支援や，保育所等の障害児を預かる施設に対する援助等にも対応。

## 対象児童

法 身体に障害のある児童，知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む） ※手帳の有無は問わず，児童相談所，医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
－3障害対応を目指すが，障害の特性に応じた支援の提供も可能定員10人以上（※主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業の場合は5人以上）

○提供するサービス
【福祉型児童発達センター，児童発達支援事業】
法日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与 （これを児童発達支援という。）

【医療型児童発達センター】
法児童発達支援及び治療を提供

法障害の特性に応じて提供

## 児童発達支援の整備の考え方（案）

法）児童発達支援は，
（1）児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
（2）それ以外の「児童発達支援事業」
の2類型

## センターと事業の違い

○ センター，事業どちらも，通所利用障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし，
－「センター」は，施設の有する専門機能を活かし，地域の障害児やその家族への相談，障害児を預かる施設への援助•助言を合わせて行うなど，地域の中核的な療育支援施設
－「事業」は，専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場


## 整備に当たっての基本的な方向性

児童発達支援は，通所により利用する身近な療育の場として，より近接した地域において量的な拡大を図って いく一方で，それぞれの場において，各障害別に関わりなく適切なサービスを受けることができるようサービスの質の確保を図ることも重要。

各障害別に関わらず適切なサービスを受けられるよ うにする（質の確保）

できる限り身近な場所でサービスを受けられるよう
にする（量の拡大）
童発達支援事業の設置を促進

法 第1種（知的通園，難聴通園，肢体通園）$\rightarrow$ 第 2 種社会福祉事業へ（NPO法人等，多様な実施主体の参入） －多様な基準設定による弾力的な実施形態を認める

児童発達支援センターとの支援ネットワーク
により地域をカバー（センターからの支援等により質も向卡）

## －児童発達支援事業

○ その他の「事業」は，市町村の範囲に複数設置のイメージ。
－障害児の通園可能な範囲（例えば中学校区など）を基準に最低1ヵ所以上。
－人口規模の大きい市は，10万人を目安に複数カ所設置し，逆に人口規模の小さい市町村は，最低でも1カ所設置。

## （別紙1）地域における支摇体制のイメージ（案）

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより，身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。


## （別紙2）年齢に庶した重層的な支援体制イメージ（案）

年齢に従い利用するサービスが変わっても，関係機関による重層的な支援が継続されることを期待。


## 実施基準設定に関する考え方（案）

実施基準については，報酬に影響することから，具体的な内容は24年度予算編成過程で検討す るが，検討に当たつての基本的な考え方は次のとおり。

各施設の円滑な移行と，これまでのサービス水準を維持できるよう設定
○ 施設の一元化の趣旨を踏まえ，各施設毎に異なっていた実施基準（人員•設備基準）について，一本化を図ることを基本
－福祉型児童発達支援センターは，現行の知的障害児通園施設，難聴幼児通園施設からの移行を考慮し，共通する基準を一本化。併せて，これを基礎とし，各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定（又は報酬上の評価）する方向で検討。
－医療型児童発達支援センターは，福祉型の基準に加え，現行の肢体不自由児通園施設からの移行等を考慮し，医療法上の基準を適用する方向で検討。
－児童発達支援事業は，児童デイサービスからの移行を考慮し，児童デイサービスの基準を基礎とし，各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定（又は報酬上の評価）する方向で検討。
－現在，児童デイサービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者については，配置（兼務可） する方向で検討。
※「サービス管理責任者」の名称等について検討。
○ 障害によって専門的な支援を必要とする場合に，継続して提供できるよう設定
－知的障害，難聴，肢体不自由，重症心身障害，発達障害等の特性を踏まえた支援が引き続き実施できる ようにする。
－重症心身障害児（者）通園事業の円滑な移行に配慮した基準を設定（又は報酬上の評価）する。

## 重症心身障害児（者）通園事業の移行（案）

重心通園事業は平成24年4月から法定化され，「児童発達支援」に含まれるが，18歳以上の利用者につ いては，他の障害者と同様に障害者施策（障害者サ一ビス）により対応することとなる。

移行に当たつては，次の既存制度の活用により対応するとともに，重症心身障害児者には児者一貫した支援が必要とされていることも踏まえ，次のような特例的な取扱いも検討。

## 既存制度

児童発達支援と障害者サービスとの併設（多機能型も可）

> ※この場合の児童発達支援の定員は, 5人以上とする方向で検討

## 特例的な取扱い

事業の小規模な実施形態（5人を標準，又は15人を原則）を踏まえ，児者を区分すると事業が実施できなく なる可能性。このため，児童発達支援と障害者サービ スの両方の指定を同時に取れるようにする。

附則第3条に基づく対応；
定員は，児•者で区分しない，職員•設備に ついて兼務•共用を可とする方向で検討
（注）重心通園事業の移行に関しては，附則に「指定を受けたものとみなす」旨の規定がないため，施行までに新規に

指定を受ける必要がある。

## 各施設等における児童発達支援への移行イメージ（案）


（※）現行の児童デイにある基準該当（特定基準該当），多機能型，経過的児童デイサービスについては，そのまま児童発達支援の「基準該当等」として継続。また，児童デイは「放課後等デイサービス」へ移行するものがある。
（※）現行の肢体不自由児通園施設は，原則として「医療型児童発達支援センタ一」に移行するが，児童発達支援センタ一も選択可能。

## 移行に関する経過措置（案）

○ 児童発達支援は，法律の附則に1年以内とするみなし規定がある。また，児童発達支援センターで求めら れる，地域支援を提供するための実施体制の整備などに一定の期間を要すると考えられることから，さらに基準省令上の経過措置を講ずる。（合わせて3年以内）


肢体不自由児通園施設

児童デイサービス

重心通園事業
（※）みなし期間中に，指定の申請をしない場合， みなし規定の効力が失効するため，指定の申請 が必要。その際，センターか事業か選択が可能。 （※）重心通園事業はみなし規定がないことに留意。


## （参考）附則に定める経過措置（みなし規定に関すること）

## 事業者指定に関する経過措置

○児童デイサービス $\rightarrow$ 「児童発達支援及び放課後等デイサービス」
－障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る指定を受けている者は，施行日に，児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第1項）

○知的障害児通園施設，難聴幼児通園施設 $\rightarrow$ 「児童発達支援」
－知的障害児通園施設又は盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）に係る指定を受けている者は，施行日 に，児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第2項）

○肢体不自由児通園施設 $\rightarrow$ 「医療型児童発達支援」
－肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）に係る指定を受けている者は，施行日に，医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第3項）
（※）いずれも施行日から 1 年以内の省令で定める期間内に指定の申請をしないときは，当該期間の経過によって，みなし指定の効力は失効と なることに留意。

## 事業等の開始に係る届出に係る経過措置

法
○児童デイサービス $\rightarrow$ 「児童発達支援及び放課後等デイサービス」
－障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る事業の開始に係る届出をしている者は，施行日に，児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業の開始の届出をしたものとみなされる。
（附則第33条第1項）
○知的障害児通園施設，難聴幼児通園施設，肢体不自由児通園施設 $\rightarrow$ 「児童発達支援センター」
－現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児通園施設，盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるもの に限る。）又は肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）を設置している者は，施行日に，必要な届出等 を行って児童発達支援センターを設置しているものとみなされる。（附則第34条第2項）
※利用者について；現に支給決定を受けている者は，施行日に支給決定を受けたものとみなされ，そのまま利用できる。 なお，障害児通所支援の実施主体は，都道府県から市町村に変更となるので，支給決定に関する情報の移管が必要。

## 新 保育所等訪問支援のイメージ（案）

## ○事業の概要

－保育所等を現在利用中の障害児，又は今後利用する予定の障害児が，保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に，「保育所等訪問支援」を提供すること により，保育所等の安定した利用を促進。

## ○ 対象児童

（法）保育所や，児童が集団生活を営む施設に通う障害児 ※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断発達障害児，その他の気になる児童を対象

$$
\begin{aligned}
& \text { 個別給付の } \\
& \text { ため障害受 } \\
& \text { 容が必要 }
\end{aligned}
$$



相談支援事業や，スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要

## 訪問先の範囲

## （法）

－保育所，幼稚園，認定こども園，小学校，特別支援学校，その他児童が集団生活を営む施設とし て，地方自治体が認めたもの

## ○提供するサービス

（迲
障害児が集団生活を営む施設を訪問し，当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与。
（①障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）
（2）訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）

- 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況，時期によって頻度は変化。
- 訪問担当者は，障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員•保育士（障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は，専門職）を想定。


## 新）放課後等デイサービスのイメージ（案）

## 事業の概要

－学校通学中の障害児に対して，放課後や夏休み等の長期休暇中において，生活能力向上の ための訓練等を継続的に提供することにより，学校教育と相まって障害児の自立を促進するとと もに，放課後等の居場所づくりを推進。

## 対象児童

（法）学校教育法に規定する学校（幼稚園，大学を除く）に就学している障害児 ※障害児の定義は児童発達支援と同じ

## 定員

10人以上
※児童デイからの移行を考慮


## 提供するサービス

（法 学校授業終了後又は休業日において，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流 の促進その他の便宜を供与
－多様なメニューを設け，本人の希望を踏まえた サービスを提供。
（1）自立した日常生活を営むために必要な訓練
（2）創作的活動，作業活動
（3）地域交流の機会の提供
（4）余暇の提供
－学校との連携•協働による支援 （本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサー ビスのサービスの一貫性が必要）
－児童デイからの円滑な移行を考慮した実施基準 を設定する方向で検討

## 障害児入所支援

障害児入所支援とは，福祉型障害児入所施設，医療型障害児入所施設を指す。

## 障害児入所支援の概要

○ 障害の重複化等を踏まえ，複数の障害に対応できるよう再編。
○ 現行の障害児入所施設は，医療の提供の有無により，「福祉型」又は「医療型」のどちらかに移行。


# 障害児入所支援のイメージ（案） 

## 改正後のあり方

－障害児入所支援は，重度•重複障害や被虐待児への対応を図るほか，自立（地域生活移行） のための支援を充実。

- 重度•重複障害児や，被虐待児の増加など，各施設における実態を考慮した支援
- 18歳以上の障害者は障害者施策（障害者サービス）で対応することになることを踏まえ，自立（地域生活への移行）を目指した支援


## 対象児童

（茉 身体に障害のある児童，知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
法 ※医療型は，入所等する障害児のうち知的障害児，肢体不自由児，重症心身障害児
※手帳の有無は問わず，児童相談所，医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
－3障害対応をすることが望ましいとするが，障害の特性に応じた支援の提供も可能

## 提供するサービス

【福祉型障害児入所施設】
（偪保護，日常生活の指導，知識技能の付与

【医療型障害児入所施設】
（法 保護，日常生活の指導，独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

## ○ 福祉型障害児入所施設のあり方について（案）

福祉型障害児入所施設は，重度•重複化への対応や障害者施策に繋ぐための自立支援の機能を強化するな ど，支援目標を明確化し，個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指す。

【現 行】



《法律上》保護，日常生活の指導，知識技能の付与

（※）支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認められるとき

## ○ 医療型障害児入所施設のあり方について（案）

医療型障害児入所施設においては，専門医療と福祉が併せて提供されている現行の形態を踏まえ，専門性を維持するか，又は複数の機能を併せ持つことも可。また，支援内容について，障害者施策に繋げる観点から見直 し，個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指す。


## 実施基準設定に関する考え方（案）

実施基準については，報酬に影響することから，具体的な内容は24年度予算編成過程で検討す るが，検討に当たつての基本的な考え方は次のとおり。

○各施設の円滑な移行と，これまでのサービス水準を維持できるよう設定
○施設の一元化の趣旨を踏まえ，各施設毎に異なっていた実施基準（人員•設備基準）について，一本化 を図ることを基本
－福祉型障害児入所施設は，現行の知的障害児施設，第2種自閉症児施設，盲ろうあ児施設，肢体不自由児療護施設からの移行等を考慮し，共通する基準を一本化。併せて，これを基礎とし，各施設でのこれまで の支援の水準を維持できるよう基準を設定（又は報酬上の評価）する方向で検討。
－医療型障害児入所施設は，現行の第1種自閉症児施設，肢体不自由児施設，重症心身障害児施設からの移行等を考慮し，医療法に定める病院としての基準のほか，共通する基準を一本化。併せて，これを基礎と し，各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定（又は報酬上の評価）する方向で検討。
－サービス管理責任者に相当する者については，配置（兼務可）する方向で検討。
※「サービス管理責任者」の名称等について検討。

○ 重度•重複障害，被虐待児への対応や，障害によって専門的な支援を必要とする場合に，継続して提供 できるよう設定
•知的障害，盲ろうあ，肢体不自由，重症心身障害，発達障害等の特性を踏まえた支援が引き続き実施でき るようにする。

## 改正法の趣旨を踏まえた重症心身障害児施設の対応（案）

18歳以上の障害児施設入所者は，平成24年4月から他の障害者と同様に障害者施策（障害者サービス） により対応することとなる。
重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても同様であるが，
（1）重症心身障害者への適切な支援を提供できる「障害者サービス」が限られている（※現行では療養介護）
（2）重症心身障害児者に対しては，成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど，児者一貫した支援が望ましい
ことから，重症心身障害児施設からの移行については，次のような特例的な取扱いについても検討。

## 特例的な取扱い

## 医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施

医療型障害児入所施設と療養介護の両方の指定を同時に取れるようにする。附則3条に基づく対応；
－定員は，児•者で区分しない，職員•設備について兼務•共用を可とする方向で検討
－療養介護の見直しを検討（重症心身障害者を受け入れた場合の報酬上の評価等を検討）

医療型障害児入所施設
療養介護
（児童福祉法）
（障害者自立支援法）
（※）重症心身障害者に対して，年齢•状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供するよう努力
（※）重症心身障害児者に対する在宅生活支援（短期入所など）にも積極的に対応

## 18歳以上の障害児施設入所者への対応（案）

改正法を踏まえ，18歳以上が入所する障害児施設は，法律の附則によるみなし期間（事業者指定の有効期限 の残存期間と同一期間）中に，次の中から施設の方向性を選択することが必要。また，その準備等を考慮し，移行までの経過措置を基準省令上に定める方向で検討。


## ○18歳以上の入所者への対応～各選択肢の具体的内容（案）～



| 障害者施設 に転換 | ＜基本的な考え方＞ <br> －18歳以上の障害者に対しては，昼夜分離したサービスを原則とするとともに，地域生活等が可能な者は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし，施行後直ちに障害者サービスの基準及びサービス内容（地域生活等への移行）を満たさない場合は，その間，その体制に合ったサービス（昼夜一体的なサービス）でも認める方向で検討。ただし，改正の趣旨に鑑み，できる限り昼夜分離のサービス提供等に努めることが望ま しい。 <br> －障害児については，他の障害児施設に入所変更（その際，あらかじめ5年をメドに変更計画を作成）。計画期間内で困難となった場合には，一旦，児者併設施設に転換し，最終的には，障害児が成長し，全て が者施設に入所が可能な年齢に達した段階で，障害者施設に転換。 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | ○事業者の手続等 |  |
|  | 障害者サービス（例：施設入所支援 + 生活介護） として新たに指定 <br> 障害児施設の指定は，障害児がいなく なった段階で指定を取消 <br> ※障害児がいなくなるまでの間は，両方の指定を受ける | 〈附則3条に基づく基準設定上の配慮，その他の必要な措置〉 <br> （案） <br> 直ちに障害者サービスの基準及びサービス内容を満たすことがで きない場合は，経過措置として猶予期間（5年以内）を設ける方向 で検討。 <br> また，施設•設備基準に関する適用は，次期改築等まで猶予する。 |
|  | O利用者の手続等 |  |
|  | －18歳以上の障害者は，原則，24年4月施行までに支給決定を受けるが，附則35条に基づき手続きを省略 して支給決定も可能。ただし，これにより適用される報酬単価は最も低い単価になることに留意が必要。 －手続きを省略して支給決定を受けた障害者は，地域生活等への移行までに障害程度区分の認定を受けるこ とが必要。 <br> －障害児については，施設と児童相談所が協議し，速やかに移行先を決定し，必要な手続きを行う。 なお，その間，障害児の新規入所はとらない。 |  |


| 障害児施設 と <br> 障害者施設 の併設 | ＜基本的な考え方＞ <br> - 障害児については，そのまま支援。 <br> - 18歳以上の障害者については，昼夜分離したサービスを原則とするとともに，地域生活等が可能な障害者 は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし，施行後直ちに障害者サービス及びサービス内容（地域生活等への移行）の基準を満たさない場合は，その間，その体制に合ったサービス（昼夜一体的なサービ ス）でも認める方向で検討。ただし，改正の趣旨に鑑み，できる限り昼夜分離のサービス提供等に努めるこ とが望ましい。 <br> －障害児•者に対する支援については，施設改築等までの間，同一施設内支援を認めるが，できる限り障害児•者それぞれに相応しい支援を提供。 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |
|  | 障害者サービス（例：施設入所支援＋生活介護） として新たに指定 <br> ※直ちに児者区分ができない場合は，両方の指定を受ける | 〈附則3条に基づく基準設定上の配慮，その他の必要な措置〉 <br> （案） <br> 直ちに障害者サービスの基準及びサービス内容を満たすことがで きない場合は，経過措置として猶予期間（5年以内）を設ける方向 で検討。 <br> また，施設•設備基準に関する適用は，次期改築等まで猶予する。 <br> 直ちに児者区分ができない場合には，障害児者共通の定員や人員•設備の兼務•共用を可とする経過措置を設ける方向で検討。 |
|  | ○利用者の手続等 |  |
|  | $\cdot 18$ 歳以上の障害者は，原則， 24 年 4 月 して支給決定も可能。ただし，これにより －手続きを省略して支給決定を受けた障害 とが必要。 | 施行までに支給決定を受けるが，附則35条に基づき手続きを省略適用される報酬単価は最も低い単価になることに留意が必要。者は，地域生活等への移行までに障害程度区分の認定を受けるこ |

## 各施設等における障害児入所施設への移行イメージ（案）



## 移行に関する経過措置（案）

○ 障害児入所施設は，法律の附則に事業者指定期間の残存期間を期限としたみなし規定がある。 18歳以上の入所者がいる場合には，この期間中に施設の方向性を検討するが，方向性によって直ちに見直すことが困難なケ一スがあるので，さらに基準省令上の経過措置を講ずる。


## （参考）附則に定める経過措置（みなし規定に関すること）

## 事業者指定に関する経過措置

○知的障害児施設，盲ろうあ児施設，肢体不自由児施設，重症心身障害児施設 $\rightarrow$ 「障害児入所施設」
－知的障害児施設，盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。），肢体不自由児施設（通所 のみにより利用されるものを除く。）又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている者は，施行日 に，障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。（附則第27条）
※ みなし指定の有効期間は，現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間となることに留意。

## 事業等の開始に係る届出に係る経過措置

○知的障害児施設，盲ろうあ児施設，肢体不自由児施設，重症心身障害児施設 $\rightarrow$ 「障害児入所施設」
－現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児施設，盲ろうあ児施設，肢体不自由児施設，重症心身障害児施設を設置している者は，施行日に必要な届出等を行って障害児入所施設を設置してい るものとみなされる。（附則第34条第1項）

